

四万十町教育委員会会議録（令和3年12月定例会）

1. 日 時 令和3年12月7日（火）午前9：00～午前11：00

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 山脇光章
教育委員 横山順一 坂本維子 佐々倉愛
事務局 教育次長 浜田章克
生涯学習課 課長 林 瑞穂
学校教育課 課長 岡 英祐 副課長 東 孝典 係長 川下房代
教育研究所 所長 野村泰子
政策監 大元 学
文化的施設整備推進室 室長 大河原信子 主査 西尾洋亮
主任 松下理恵
まちづくり推進室 主任 河原一郎
欠席者 岡 澄子

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（坂本委員）

(4) 議題

① 議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて

② 議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて

③ 議案第3号 令和3年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

(5) 協議事項

① 文化的施設の管理運営について

(6) 報告事項

① 四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱又は任命について

(7) その他

① 適正配置計画に基づく小学校統合の進め方（方針）についての説明会について

② 12月定例議会一般質問について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和3年12月定例会を開催します。

それでは、議題に入る前に、先に日程5 協議事項 ①文化的施設の管理運営について、を協議案件とさせていただき、説明させていただきます。

それでは早速、文化的施設整備推進室のほうから説明を受けて、協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。推進室のほうからお願いいたします。

(推進室より、協議事項 ①文化的施設の管理運営について、説明する。)

教育長 : 説明がありました。案の21ページにある管理運営計画に、町長部局の所管としますと、これを限定的にうたっています。これについて協議もしていただき、これまでの流れからいうと、施設全体は町長部局というところで問題はないかと思っております。前回の素案では、町が直接管理をするということは方針であって、そこに町立図書館美術館の機能が入ってますので、通常、教育委員会が所管ですが、町長部局として一体的な管理をしていくというところになりますので、そこが案として出ていきます。町立図書館も美術館も町長部局ということは既成事実として流れていきますので、そこで教育委員会の立ち位置、考え方について協議をしていただきたい。これまでの流れからいうと、事務局が町長部局に移ったことも含め、将来的なまちづくりに資する施設として町長部局ということで問題はないかと思っておりますが図書館美術館について、どうでしょうか。

佐々倉委員 : 横の検討資料は、議会や、意見公募のときに公開するんですか。

大元政策監 : 昨日、実は庁議という役場組織の管理職級の会がありました。そちらのほうに使った資料と、明日の議会で説明する資料に関しましては、横の資料の一式ではなくて、抜粋したものを使わせてもらっています。例えば、図書館の条例だとか、そういったものは省略をさせていただいてまして、その資料で進めさせていただきます。意見公募については、今のところ、ここだけの特化した内容になりますので、特に掲載の予定はしておりません。

佐々倉委員 : これがあるかないとでは多分、この数行に含まれていることの意味の大きさが全然、そうなるだろうなという、すんなり取ってもらえるとも思いますし、でも、そのメリット、デメリットを見せないと本当の意味での検討というのはしてもらえないのかなと思います。あまり事の大きさを分からずに、そうですねと言って、新しい施設、新しい組織という印象がある。これがあるからこそ、私も全てがなるほどというのが分かってくるんですが。

浜田教育次長 : パブリックコメントの段階で、あんまり固めた情報だけを出し過ぎるのもどうかというところだと思います。広く意見を聞く制度なので、サービス計画はどうですかという聞き方が本来じゃないかなと思いますが。

大元政策監 : 補足をさせていただきますと、資料の21ページの上から3行目のところに、町長部局に移管しというところで、米印を付けてます。米印でここにだらだらと書くと意味合いが分からなくなるといまして、米印で下の端に注釈を付けています。町立図書館美術館の移管についてというところで、簡単な法律の制度、仕組みをここで説明をさせてもらってます。ここで気になる方は今みたいなことを調べていただくとかというのが、今の次長の話も含めて、先入観にとらわれず、調べていただいて、ご意見をいただくという意味では、それでいいのかなとは思っています。

佐々倉委員 : こちらが出したメリット、デメリットというのを見て判断するというのも、ちょっと、自分で調べたほうが公平ではある。

浜田教育次長 : 誘導するみたいな感じがします。

佐々倉委員： だから、いいでしょっていう感じになったりする。あと、もう一つ、議会とかで懸念するのは、今、既に出していただいているランニングコストの部分というのは、移管することを前提とした計上になっているんですか。

大元政策監： 当然、文化的施設の室を町長部局に置いた形でのランニングコストで、資料のほうに明記をしていなかったです。けれども、例えば事業費としていくらかかかりますと、かかる分のランニングコストとしては出しているんですけども、一方で、例えば人材育成推進センターと事業を連携して、あっちをこっちへ持ってくるだとか、教育委員会の事業もそうですけども、そういったところを調整しながら、一方でマイナスになる部分も出てくるはずですよという説明はさせていただいています。そういったことを見込んだうえでのランニングコストの計算ではあります。また、専任の施設長を置くという前提でランニングコストも計上させていただいております。加えて司書とかもそうです。

佐々倉委員： 生涯学習課では、広く、いろんな分野にわたって、たくさんの事業があるのが、すごく負担も大きいだらうなと常々思っていたので、ここが、文化的施設として新設されるというのは、個人的にはすごく願ったりかなったりというか、それは専門の室を置いたり、専門の職員、司書、学芸員、施設長と別に職員としても専任の方がいらっしゃるということは、すごくいい形になるんじゃないかなと思います。今までが、兼任兼任ですごく大変だったらうなというのは思います。専門がいるといいなと思うんですけども、ランニングコスト、前からずっと突っ込まれてきていた部分だったので、それをまた、別に構えるっていうのが批判にならないかなというのを心配します。

大元政策監： 専任の施設長だとか、あるいは司書、学芸員、専門の司書、学芸員なんかを配置することに関しましては、町長としては、この施設を造った以上、人員に関してはしっかりと配置をしていきたいという話はしておりますので、そういったところで。早め早めに、急に開館と同時にということにはならないと思いますので、早め早めに準備していく必要はあろうと思います。そういったことで進めていきたいとは思っています。

ついでに、説明が抜かっていたところを説明させていただきます。参考までに、この資料に付けてる13ページを開いていただけますでしょうか。13ページ、あるいは14、15ページになります。13ページのほうには、公の施設に運営協議会等を設置することについて、法的にどうなのかということを書いたものになります。設問として2つ、自治体から、こんなことに対してどうなのかと国に質問をして、国が回答した内容ですが、結論を言いますと、運営協議会を設置するのはOKですよということにはなっています。ただ、通常、運営協議会というよりも諮問機関としての審議会とかの、そういった正式なものにするかどうかというのが出てきます。審議会となると正式な組織になりますので、そこに対して諮問をし、答申をもらってという形になりますが、そこら辺までの組織にしていくものなのか、さっきも言ったように、既存の組織の集合体のような形にして、運営協議会という形にするのか、それによって責任の問題も、かなり変わってきますので、ここについてはもう少し各協議会とも意見を交わしながら進めさせていただきたいと思っています。今は、仮称ですけども、協議会という形に想定はしているところです。ここは詰めていかなきゃいけないところではあると思います。ただ、審議会となってくると、なかなかおおごとな組織にはなってきますし、それぞれの施設に必ずしもあるかといったら、そうでもないですので、そのような検討の仕方というところです。

それと、14ページ、15ページになりますと、こちらの案の1というところをお示しさせていただきましたが、これが福島県の須賀川市にあります、テッテという施

設になります。その条例を抜粋したものですけども、まさに、うちと同じような形になってます。例えば、14ページ左上見ていただいたら、四角の枠で囲ってありますが、第12編、教育、第4章、社会教育というところで、須賀川市民交流センター条例は社会教育のところに条例が規定されてます。その条例の第4条を見ると、交流センターは次に掲げる施設と併設した複合拠点施設とするというところで、図書館とか子どもセンターとか、こういったものが入った複合施設として運営していくんだよというところを書いてあります。特にびっくりするところは、第6条、事業とありますけども、交流センターの事業として、第4条に掲げる施設の統括とか、それは分かりますが、(4)に市街地中心部におけるにぎわい創出に関すること、社会教育のところに条例が制定されて、その上で、中心市街地のにぎわい創出なんかも、ここが担う施設ですよということがうたわれてます。第20条のところに運営協議会というところがあって、この運営を円滑に行うために市民交流センター運営協議会を置くという規定がされてます。こういったところで言うと、うちのほうに似た形になるのかなと思います。ただ、こちら特別職の職員で非常勤の者というところが下にありますが、この条例に位置付けられた正式な組織にはなっております。ここまでにするかどうかというところはあろうかと思えます。

次のページ見ていただきますと、さっきお話ししたように、社会教育のところに条例は位置付けられてますけども、教育委員会が所管してるのかということになります。教育委員会のところに須賀川市教育委員会の職務権限の特例に関する条例というのがあります。これの第1条のところで、この条例はとありますけども、これこれの権限を通じて、教育委員会の権限に属する事務の権限、職務権限の特例を定めるといって、次に掲げる教育に関することは市長が管理し及び執行するといことで、博物館とか、その他社会教育に関する教育機関の設置、管理、廃止、これについては町長部局ですよということが、この条例でうたわれてます。こういった形で移管をしているということになってくるかと思えます。下に組織図がありますけれども、須賀川市の組織図が下に、見にくいかもしれませんが、部単位です。企画政策部とか総務部とか財務部とかありますけども、そこに市民文化センターということで部と同じような位置付けにされてます。その部の中にどんな課があるかというところで、右のほうに行ってくださいと、総務課とか企画課とか中央図書館とかってありますけども、こういった形で組織が構成されてます。こういった形の整理を2年、3年かけてやっていって、中身の事務についても整理していく必要があろうかと。これは参考までにご覧いただければと思います。すみません、説明、長くなりました。

教育長 : 今回の案は、何度も申し上げますが、管理するところは町長部局として明言して、町立図書館等も移管しますということをやりたい切。それ以前は、素案として、どこがやるとかというのはあまり、スムーズな体制を整えますという抽象的なものでしたが、ある程度、方向性も確定してから進めないといけないというところで、今回は教育委員会所管の部分については、町長部局に移管して管理運営するということをやるとして出すというところ。先ほどいろんな方法、手法があろうかと思えますけど、教育委員会の所管する社会教育部門としての機能、役割は担保をしなければならないので、教育委員会とは密接な関係は引き続き、移管しても続いていくというところは十分理解はしているところです。これは、住民側から見るときに、町長部局であろうが教育委員会部局では、それほど関係ないと思います。行政内、町長部局と教育委員会の行政機関内の調整事項を今後、どういうふうな形がいいのか検討していくという

ところになろうかと思います。

パブリックコメントでは、この資料は内部資料として出ていかないという事ですね。

大元政策監： 今のお話だと出さない。

教育長： これは、これが一番いいみたいに、誘導策みたいになる可能性もあるし、今の段階では、こういう5つを検討した中で案1的なところが、今の段階ではということですね。パブリックコメントの時に補足資料は付きますか。

大元政策監： 付けない。

教育長： これだけです。

大元政策監： 恐らくですけども、例えば今のこれに関して、ご自分で調べられる方は、こうこうこうやって調べて、こうあるべきじゃないかという意見をいただく方もいらっしゃると思います。もしかすると、なぜ、こういうふうにしたのってという質問で返してくる方もいらっしゃると思います。その際に、仮に質問で返ってきたときに、意見公募の回答をこちら側からしなければいけないので、その回答の中で、こういった資料を用いるなり、文書で、こういう経過、あるいはこういう案がある中でこういうことで、こういう理由でこれにしていますということでの回答になっていくかと思っています。そういった形で、最終的なうちの考え方を示すほうが誘導にならないかなというふうには思います。

佐々倉委員： そもそも町長部局という言葉の意味が分からないと、誰になるのみたいな話にならないか。

教育長： 昨日もあったのは、こうやって謳ったら、これが既成事実として出ていくので、役場庁内なら、どこが所管するかも含め、あらかじめ意思確認なり内部協議が先に進めないといけないのではないかという意見も出てましたが、そこら辺の兼ね合いが難しいところなんです。

浜田教育次長： その調整は、簡単にできるものじゃないので、6年度の開館なら、大体、前年度のこの時期ぐらいまでに確定されて、条例なり規則なりの整理をするときに、教育委員会とはまたもう一回、きちっとした法に基づいてやらないといけないので、それをやる前に、様々な調整をする前の今日の協議で方向の確認をしたいということですよ。

横山委員： 検討委員会ですと話し合いをしてこられましたよね。そのとき、法改正が、令和元年ですか。こういうふうにやれるというか、町長部局でもやれますみたいな、そういう話し合いはちょっとは出てきていたんですか。

林生涯学習課長： 検討委員会の中では、直接的に、そういう話は出てきてないですけど。検討委員会というのが、どこがやるかというの、何をやるかというところを話し合ったところで、何をどのようにしていくかというところを話し合ったということが主でした。特に、どこがやるかということについての協議はしていません。ただ、流れとして、まちづくりの部局が図書館を担当しているという事例については、様々なところもありますので、そういうところを話し合ったという経緯はあります。

横山委員： 説明を受けて、今、こういう状況で、管理運営を考えられて、自分らには今、どれが一番いいのかなというのが、なかなか答えることが難しいところがあって、担当の方がいろんなことを研究されて、案を作られていると思うので、今の段階では、1案とか2案があったんですけども、1案ですかね、これでいきたいとかっていう案が今の状況ではベストなんじゃないかと思っています。一番、やっていく上では、財源がすごく大事になってくると思うし、それをスムーズに文化的施設を運営管理していくというのは、もちろん、委員会としてもやれないことはないと思いますが、今、準備室で、やっているところの、研究されたことをもとに案を作られていると思うので、自分は

異議とか、そういうことはなくて、今の案でいいと思います。

教育長 : 先ほどの法改正という通知の前からも、図書館単体を町長部局に移管して観光産業分野と運営施設の関係でやっているところもかなりあります。そういう流れがあって、改めて通知が出たと思いますし、長野県のどこかでは、町立図書館で、塩尻市が町立図書館、教育委員会部局が持って一体的にやっているところもあります。これまでの流れとしたら、町長の思いは、まちづくりに資する、ただ、機能は図書館サービス機能が中心的是にはなろうかと思いますが、町長部局で管理をしていただくのがベターかと思います。あと、図書館美術館を将来的には、生涯学習課が受け持った部門を町長部局に行く可能性もありますし、それも検討しないといけない時代が来るかも分かりません。

これは、先ほど言いました、まだまだ議論が必要で、最終的な条例制定までに教育委員会としての意見なり審議が必要になる案件です。ただ、この案の段階で一定の方向性を示さないといけないというところもあって、うたい切るところです。

図書館美術館についても、町長部局に移管して一体的な、町長部局が管理運営するという方向性についてですけど、現段階では異議とかはございませんでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 教育委員会として、この案については、案の方向性の文言についても異議はございませんので、これで協議を進めていただきたい。昨日もありましたけど、これ自体が、多分、住民の方には町長部局、教育委員会といっても分からない世界だと思います。

要は、庁内体制への理解と協力、協議の関係について進めていけないといけないと思います。

大元政策監 : 今回、この場の、教育委員会の合意を得られないまま出すわけにはいかないということもあって、出させていただきました。ただ、教育長が言われたように、今回で決定するのではなくて、あくまでも今の段階での案ですので、これをもとに議会、あるいは町民の皆さんからの意見公募による意見や、それぞれの関係する協議会の皆さんのご意見などの意見を聞いた上で決定をしていかなければいけませんし、最終的には条例制定のときにしっかりとした議論、決定が必要になってきますので、その、たたき台とまでは言いませんけども、そのための議論の第一歩目として、こういった形で示させていただいたというところでご理解いただきたいと思います。ただ、これを示さないと、それすら決まってなくて建物ありきなのかみたいな話になってきて、いつ、これを決めるのかという話になりますし、大事なことになってきますので、そこは一定、方向性は示しておく必要があるかと思いますが、その点をご理解いただきたいと思います。

教育長 : よろしいでしょうか。それでは、以上で協議事項、サービス計画の管理運営計画についての事項を終了したいと思います。推進室の皆さん、いつもいつもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

大元政策監 : 管理運営計画もですけど、サービス計画もこれが最終版として下りていきますので、もし、お気付きの点がありましたら、またお寄せいただきたいと思います。いったん、意見公募をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大河原室長 : 1月に意見公募に関わるワークショップを開催する予定にしておりますので、また、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長 : ありがとうございました。

休憩を取ります。

(小休止)

教育長 : 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

日程第4議題、議案第1号 指定校区外就学の申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第1号 指定校区外就学の申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : 議案第1号の説明がありました。指定校区外就学です。新1年生についてです。新築というところで、住居移転の日が確定ではないところがありますが、新築で住宅資金等の借り入れとかいろいろな面があったら、早めの転居手続きが必要かとも思いますし、6月10日が竣工予定という資料もあります。この件について何かございますでしょうか。

議案第1号 指定校区外就学の申請の取り扱いについて、は原案のとおり承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第2号 指定校区外就学の申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : 議案第2号についても、小学校新1年生の案件です。この件について何かございませんでしょうか。

佐々倉委員 : 直接、審議の内容には関係ないんですけど、在職証明書の勤務時間のところは、多分、早出遅出を書くために2行あるんじゃないかなと思うので、もし、時間が、早出遅出があるならば、8時半5時と書かれていると、なぜだろうとなると思うので、早出遅出の勤務時間を書いて、プラス残業ありって書くのが、書く意味があるかなと思います。

教育長 : 在職証明の早出遅出というところが記載されてますので、勤務時間についても2通りなり3通りなりの勤務シフトの時間帯を書いていただいたほうが、より分かりやすいかと思いますので、その点は次回から記載をしていただくよう依頼をいたします。

入学してから放課後児童クラブについては、入学前から募集をとりますか。

林生涯学習課長 : 今、調整しているところかと思えます。

教育長 : ここは、1年生なので入りやすいというか、入れるということですか。

佐々倉委員 : すぐにいっぱいになるんですよね。

林生涯学習課長 : 希望者が多ければ家庭の状況によって審査をするということになります。

浜田教育次長 : いっぱいだったら、高学年から切っていきますね。

教育長 : 放課後子ども教室もあるので、この件についても、今、学級編成上の数字は上がってますよね。

川下学校教育係長 : 早くから希望がありましたので上がっています。

教育長 : この件についてもよろしいですか。議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 令和3年度教育委員会関係予算案(12月補正)について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第3号 令和3年度教育委員会関係予算案(12月補正)について、を説明する。)

教育長 : 12月補正予算案について説明させていただきました。先ほどありましたとおり、十和出身の中脇さん、中脇組さんから、合計500万で十和地区の保育所、小学校、中学校への寄附、そして窪川の宗崎さんから図書に300万、学校に30万、330万いただきまして、それを寄附金であげています。

岡学校教育課長 : 30万は、来年度から入る新入学生に配布します。

教育長 : 来年度以降の新入学生に、町内の、もんちゃん鉛筆とかを買ってくださいという寄附、300万は図書の購入に毎年100万ずつ使っていただきたいというところで寄附を受けたところです。また、これについては広報等でもお知らせもします。中脇組さんからの500万円は、各保育所、学校でいろんな備品なり消耗品を要望があって上げていますので、中身がばらばらで、また、これについても学校なり保育所なりからお礼のほうは、子どもらの手紙も含めお届けはしないとイケないかなというところでは。

コロナ対応も含め修繕があります。また、子育て給付金5万円の現金給付と5万円のポイント、それについては、追加で上げるようにしています。四万十町でも18歳以下、高校生以下については5万円の現金給付を早めに出そうとして、この予算案に加えて、議会開会中に追加で出すようにしています。

補正については、何か質問はありますか。

横山委員 : 桜マラソンのコースのテングス病は、どこを伐採するのか、また、手入れなどは前に、地域のボランティアグループがやったりしていました。マラソンコースのテングス病というのは他に、社会教育の保健体育総務費ですか、他から出るとかありますか。過去にもこの予算でやったとか、やらないとイケないので、社会教育が予算を付けたということですね。

林生涯学習課長 : 特にどこがしないといけないということでもないので、道路管理者が植えたものなら道路管理者が本来やるべきですが、ただ、国道であったり、それから県道であったり町道であったりして、いろいろ管理が分散しています。実行委員会のほうから何とかならないかという要望に応じて、桜マラソンの所管課である生涯学習課、教育委員会が予算を付けたということになります。例えば、町道の管理者である建設課がやるとなると町道だけになるとか、それから土木にお願いして国道、県道をやってもらうとなると国道、県道しかできないとか、そのようなことになりますので、必要などころについて、ある一定、町のほうの予算を付けさせていただいたということが現実的な話です。

横山委員 : 過去にはやったということはないのですか。

林生涯学習課長 : 過去、須崎の水と緑の会や、朝霧森林倶楽部などが、打井川駅の前あたりをやってくれたりもしていました。それから後は、特にはやってないようです。

教育長 : 教育委員会が直接の管理者ではないですけども、桜マラソンのコースというところで上げさせていただいたということです。他ございませんでしょうか。

それでは、議案第3号令和3年度教育委員会関係予算案(12月補正)について、

ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項 ①四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱又は任命について、を報告案件といたします。

(事務局より、報告事項 ①四万十町子ども・子育て会議委員の委嘱又は任命について、説明する。)

教育長 : 報告案件です。説明のありましたとおり、任期は2年というところで、新たに、別紙の資料にあるとおりの委員に委嘱又は任命をしようとするもので、町長が委嘱、任命というところになってきます。今後、1月頃に会議を開き、今の計画に基づいた進捗よく状況等も含め、確認評価もしていただくというところです。この件について何かございますでしょうか。

佐々倉委員 : 気になっている点なので、また検討していただけたらと思いますが、若干、委員の割合が保育所以下に寄っている気がしていて、子ども・子育て支援法の内容自体は高学年にも関わることが、たくさんあると思うので、小学校関係者が、ざっと見ると、保育所の保護者だと小学校の親かもしれませんが、今後、中でどういうお話が出ているのかとか、満遍なく話されているかもとか検討できたらなと思います。

林生涯学習課長 : 義務教育というか、就学前に偏っていると、確かに見た感じ、そうですので、町の職員として岡課長が入ってはくれています。もっと強化していくということで、今後の任命についてはその部分も配慮した形で検討させていただきたいと思います。

教育長 : そのような意見を含め、今後、検討していただけるよう町長部局にも申し上げていきたいと思っています。本当に大事なところです。小学校との接続も大事なところもありますので。

以上で報告事項案件を終了したいと思います。

続いて、その他に行きたいと思います。その他 ①学校適正配置計画に基づく小学校の統合の進め方についての説明会について、説明をお願いします。

(事務局より、その他 ①学校適正配置計画に基づく小学校の統合の進め方についての説明会について、説明する。)

教育長 : 以上ですが、これについては、お時間のあるときに見ていただきたいと思っています。特に佐々倉委員については昭和、十川のほうの雰囲気なり意見を把握はしていただいています。各地区で本当に様々です。統合に向け行こうとしてるところもあれば、署名活動もして、この意見をもって、すぐにどうのこうのというところはしていません。再スタート、再協議をして、また、計画自体も今、変更するという事ではないということも説明をしております。令和7年4月以降として見直しも図ったものを説明をさせていただきました。もし、検討材料として、特に十川地区についてはスケジュール感も含め、こちらで、たたき台的なところをお示しもしないと話が進まないというご意見もいただいておりますので、そこはしっかり、また保護者のほうにお知らせをしていきたいと思っています。

ということで、この件についてはまた見ていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

続いて、その他 ②12月定例議会一般質問について、の説明をお願いします。

(事務局より、その他 ②12月定例議会一般質問について、説明する。)

教育長 : 適正配置については、何度も議論をさせていただきました。中学校については、来年度から3つ、小学校については慎重に、地域とともにある学校という特性も含めて慎重に協議をしていくという方針としておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、その他のスケジュール関係をお知らせさせていただきたいと思います。

本日、窪川中学校で公開授業研修会があります。夢・志を育む学級運営の実践研究事業があり、その資料をお手元に配らせていただいています。可能ならば授業風景も見ていただいたらというところですので、今日の午後になりますので、急なご案内で申し訳ありません。

それから、1月14日の高知県の新任市町村教育委員・教育長合同研修会については、出席しないというところで確認をしておきたいと思います。また、来年1月か2月に行政視察研修として予定は立てておりますので、これについてもお知らせをいたします。

他、その他でございませんでしょうか。次回の教育委員会について、1月11日火曜日の予定となります。また、予定のほうをお願いいたします。

他、何かございませんでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、以上をもちまして令和3年12月定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(閉会)

1月の定例委員会予定 令和4年1月11日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____